

岐阜県公報

目次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
訓令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二

号外(一) 平成十九年十一月三十日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部三の項第一号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十号」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第四条」を「第三条」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「規定」の下に「(法第三十四条の二第二項及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第十三号を削り、同項第十二号中「第四十三条第一項」の下に「及び第三項」を、「の許可」の下に「又は協議」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を削り、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

10 法第四十一条第一項(法第三十四条の二第二項及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により建ぺい率等の条件を附すること。

11 法第四十一条第二項ただし書の規定により環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可をすること。

別表第三建築事務所長の部三の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第三十四条の二第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）次号及び第四号において同じ。）の規定により開発行為の協議をする。」と。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三都市政策課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「申請」の下に、「同条第六項において準用する場合を含む。」を加え、同欄中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同欄第四号中「及び同意」を「同意、資料の提出要求等」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「申請」の下に、「法第二十一条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

2 法第五条の二第二項の準都市計画区域の指定に係る意見の聴取（同条第四項にお

いて準用する場合を含む。）

別表第三都市政策課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「指定」の下に、「法第五条の二第二項の準都市計画区域の指定」を加える。

別表第三建築指導課の表六の項部長専決事項の欄第一号中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十一月三十日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二建築事務所表三の項所長決裁事項の欄中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第三十四条の二第二項（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）の開発行為の協議

別表第二建築事務所表三の項所長決裁事項の欄中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号を削り、同欄第七号中「第四十三条第一項」の下に「及び第三項」を、「の許可」の下に「又は協議」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の二号を加える。

5 法第四十一条第一項（法第三十四条の二第二項及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の建ぺい率等の条件の付加

6 法第四十一条第二項ただし書の許可

附 則
この訓令は、平成十九年十一月三十日から施行する。

平成十九年十一月三十日印刷
平成十九年十一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社